

改正健康増進法の課題と改善のための方策

研究代表者 片野田 耕太 国立がん研究センターがん対策研究所データサイエンス研究部 部長

研究分担者 岡本 光樹 岡本総合法律事務所 所長、元東京都議会議員

研究分担者 中村 正和 公益社団法人地域医療振興協会ヘルスプロモーション研究センター長

研究要旨

受動喫煙防止のための法規制として、2020 年に改正健康増進法が全面施行された。この改正は、それまでの努力義務から罰則付きの規制となった点、健康被害の防止のために公共の場所を禁煙とする原則が導入された点で大きな進歩となった。一方、経過措置という形で多くの例外規定が設けられ、法の目的である受動喫煙防止が完全には実現していない。本研究は、改正健康増進法の課題を抽出し、改善策を政策分析シートの形でまとめることを目的とした。改正健康増進法施行後の科学的証拠や実態調査に基づいて、以下の課題を抽出した①「喫煙目的施設」が違法に運用されている、②「喫煙目的施設」の基準が不明確である、③加熱式たばこの受動喫煙が防止できない、④事務所や工場などの職場において喫煙室の設置が認められている、⑤住居の近隣からの受動喫煙を防ぐ規定が不十分、⑥20 歳未満の者の保護のための罰則がない。これらの改善のために、改正健康増進法および関連規定の見直し、法の順守状況をモニタリングするための体制整備など、取り組むべき方策を合わせてとりまとめた。改正健康増進法は施行後 5 年で見直しを検討することになっている。これを機会に、受動喫煙をより実効的に防止するために必要な見直しを行い、たばこ規制枠組条約に沿った公共の場所の全面禁煙を目指すべきである。

A. 研究目的

2020 年に全面施行された改正健康増進法は、健康被害の防止のために公共の場所を禁煙とする原則が導入された点、それまでの努力義務から罰則（過料）付きの規制となった点で大きな前進となった。一方、経過措置という形で多くの例外規定が設けられている。改正健康増進法は施行後 5 年で見直しを検討することになっており、施行後に加熱式たばこの健康影響などについては徐々に科学的エビデンスも蓄積してきている¹。本研究は、改正健康増進法の課題を抽出し、改善のための方策を政策分析シートの形でまとめることを目的とした。

B. 研究方法

改正健康増進法の課題と改善策の検討のために、本研究班および前身の厚生労働科学研究費補助金研究班（2010～2013 年度「発がんリスクの低減に資する効果的な禁煙推進のための環境整備と支援方策の開発ならびに普及のための制度化に関する研究」、2013～2015 年度「たばこ規制枠組み条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究」、2016～2018 年度「受動喫煙防止等のたばこ対策の推進に関する研究」、2019～2021 年度「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」）および関連研究成果、同研究班がこれまで作成したたばこ対策の推進に役立つ政策分析シート

（<https://kenet.mhlw.go.jp/information/information/tobacco/t-04-005>）、国民健康・栄養調査、職

場における受動喫煙防止対策に係る調査などの公的調査から情報を抽出した。抽出した情報から再分類を行い、現行の改正健康増進法の体系における位置づけを整理した。なお、情報の抽出において、研究成果あるいは調査結果として引用可能なものに限定する方針をとった。したがって、本研究班で実施した今年度の調査結果は含めなかった。

抽出した情報を、全2ページの政策分析シートの形にとりまとめた。政策分析シートの構成は、上記前身の研究班が作成した政策分析シートに沿って、

Key Fact

1. これまでの経緯は？
2. 現状はどうか？（問題点のリスト）
3. 取り組むべきことは何か
4. 期待される成果は？
5. よくある疑問についての Q&A

（文献）

とした。政策分析シートに含める内容は、個別の研究成果よりも、政策立案者や国民にわかりやすい内容を優先して選定した。政策分析シートの原案は本研究分担者（片野田）が作成し、他の研究分担者（岡本、中村）および本研究班全体のメンバーで合意形成を行い、最終案としてまとめた。

C. 研究結果

図1に改正健康増進法の現状と課題についてとりまとめた政策分析シートを示す。Key Factとして、現行の改正健康増進法は経過措置があり、特に「喫煙目的施設」において喫煙を主目的としない施設の運用がある点、改正健康増進法は加熱式たばこが経過措置とされているが、加熱式たばこでも受動喫煙が生じる科学的証拠が蓄積している点、法の目的である受動喫煙の防止のために、改正健康増進法の経過措置をなくし、たばこ規制枠組条約に沿った公共の場所の全面禁煙を実現すべきである点を挙げた。

現状については、公的調査である国民健康・栄

養調査の年次推移データを用いて、一定の改善が認められているものの、飲食店および職場で受動喫煙曝露がある（それぞれ16.0%、17.0%）ことを示した。

改正健康増進法の課題については、①「喫煙を主目的でない「喫煙目的施設」施設の運用がある、②「喫煙目的施設」の基準が不明確である、③加熱式たばこの受動喫煙防止措置が不十分である、④事務所や工場などの職場において喫煙室の設置が認められている、⑤住居の近隣からの受動喫煙を防ぐ規定が不十分、⑥20歳未満の者の保護のための罰則がない、の6点を指摘し、それらを改善するための方策を列記した。期待される成果としては、これまでの受動喫煙防止の法制化の効果の科学的エビデンスに基づき、受動喫煙曝露の減少と受動喫煙によって引き起こされる疾病負荷の減少とした。よくある疑問と反論については、これまでのファクトシートを踏襲した内容とした。

D. 考察

本研究では、2020年に全面施行された改正健康増進法の課題と解決のための方策を政策分析シートとしてまとめた。改正健康増進法では第一種施設（行政機関、医療施設、保育・教育施設など）を原則敷地内禁煙、第二種施設（飲食店、職場、事業所など）を原則屋内禁煙としている。今回の政策分析シートに記載した問題点は主に第二種施設に関するものだが、議会棟で屋内喫煙可能場所があるなどその他の施設でも課題は残っている。飲食店の受動喫煙について改正健康増進法施行前後の変化を調べた研究では、食事のみを提供する飲食店に比べて、酒類を提供する飲食店の方が全面禁煙の割合が低いという結果が一致して出されている^{2, 3}。職場の受動喫煙に関しては、労働安全衛生調査（実態調査）において事業所規模が小さいほど受動喫煙ありと答える労働者の割合が高い傾向がある⁴。政策分析シートでは、より優先的に対処すべき課題として「喫煙目的施設」、職域

全体、および「車両内」を特記する形としたが、第一種施設、第二種施設とも、これら以外にも受動喫煙対策を強化すべき部分がある点に注意が必要である。

国の法律に加えて、兵庫県など自治体の条例でも見直しの議論が始まっているところがある。今回政策分析シートで示した問題点と改善のための方策は、改正健康増進法だけでなく条例の見直しにおいても同様に検討されるべきだと考えられる。改正健康増進法、条例いずれの見直しにおいても、研究グループだけでなく、学術団体やメディアなど多様な関係者の議論に広めていくことが求められる。

E. 結論

改正健康増進法の見直しを踏まえて、現行法の課題と改善のための方策を政策分析シートとしてまとめた。

文献

- 1) 日本学術会議 報告 加熱式タバコの毒性を知り科学的根拠に基づく施策の実現を. 2023 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-h230926-2.pdf>
- 2) Togawa K et al. Impacts of revised smoke-free regulations under the 2020 Japan Health Promotion Act on cigarette smoking and heated tobacco product use in indoor public places and homes: findings from 2018 to 2021 International Tobacco Control (ITC) Japan Surveys. Tob Control. 2024. DOI:10.1136/tc-2024-058697
- 3) Kataoka A et al. How much progress has been made toward a smoke-free environment in the restaurants and bars of Japan? Limitations of partial bans and their enforcement. BMC Public Health. 2024;24:3327
- 4) 労働安全衛生調査(実態調査). 厚生労働省.

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表（本研究に関連するもの）
 - 1) Kayo Togawa, Geoffrey T Fong, Anne C K Quah, Gang Meng, Steve S Xu, Janine Quimet, Yumiko Mochizuki, Itsuro Yoshimi, Satomi Odani, Takahiro Tabuchi, Kota Katanoda. Impacts of revised smoke-free regulations under the 2020 Japan Health Promotion Act on cigarette smoking and heated tobacco product use in indoor public places and homes: findings from 2018 to 2021 International Tobacco Control (ITC) Japan Surveys. Tob Control. 2024. DOI:10.1136/tc-2024-058697
 - 2) Aoi Kataoka, Isao Muraki, Masakazu Nakamura, Yuri Ito. How much progress has been made toward a smoke-free environment in the restaurants and bars of Japan? Limitations of partial bans and their enforcement. BMC Public Health. 2024;24:3327
 - 3) Hasan Jamil, Stuart Gilmour, Kota Katanoda, Kayo Togawa. Regional disparities in Japan's progress towards the Health Japan 21 smoking reduction target. Tobacco Control (in press).
2. 学会発表
 - 1) K. Togawa, T. Tabuchi and K. Katanoda. The Impacts of Tobacco Advertising, Promotion, and Sponsorship on Perceptions

of Harmfulness of Tobacco and Use of Heated Tobacco Products in Japan: Findings from the JASTIS Study. Society for Research on Nicotine and Tobacco 2025 Annual Meeting New orleans, LA, USA Mar. 12-15 2025

- 2) H. Jamil, S. Gilmour, K. Katanoda, K. Togawa. Bayesian Forecast of Japan Tobacco Goals: Regional and National Analysis. 第 83 回日本公衆衛生学会総会 札幌 Oct. 29-31 2024
- 3) 片野田耕太. 「タバコハームリダクション」問題における対話のあり方. 第 83 回日本公衆衛生学会総会 札幌 Oct. 29 2024

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

図1 改正健康増進法の現状と課題政策分析シート



